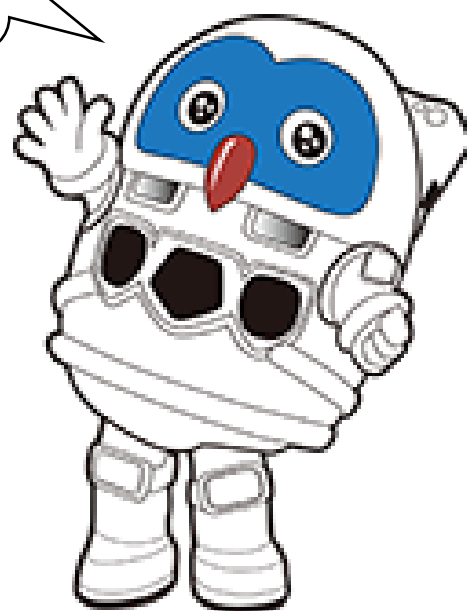


一人ひとりの力が介護の現場を支える
高齢者虐待防止を考えるテキスト

施設・事業所用



つくば市保健福祉部
地域包括支援課

1 テキストの目的

平成 18 年 4 月 1 日施行「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、高齢者虐待防止法）では、「高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、（中略）高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利擁護に資すること」を目的としています。そして、養介護施設・事業所を利用する高齢者の権利利益を擁護するために、養介護施設従事者等による高齢者虐待も規定されています。

高齢者が地域での生活を維持していくよりどころとすべき養介護施設従事者等による高齢者虐待は、高齢者の尊厳を脅かすものであるとともに、安心して安全な生活を揺るがす、高齢者に対する最も重大な権利侵害です。

本テキストは高齢者が安心して暮らすために、介護現場で働く関係者の方に必要な知識と考えていただきたいことをまとめています。

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設従事者等」とは、老人福祉法および介護保険法に規定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者となっています（第 2 条第 5 項）。該当する施設・事業は以下のとおりです。

①高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none">・老人福祉施設・有料老人ホーム (サービス付き高齢者住宅含む)	<ul style="list-style-type: none">・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の ※業務に従事する者 ※業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます。
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none">・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業	

②養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う次の行為とされています。

虐待類型	具体例
<p>身体的虐待</p> <p>高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること</p>	<p><input type="checkbox"/> 暴力的行為（つねる、蹴る、物を投げつける）</p> <p><input type="checkbox"/> 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる</p> <p><input type="checkbox"/> 「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束・抑制</p>
<p>介護・世話の放棄・放任</p> <p>高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること</p>	<p><input type="checkbox"/> 必要とされる介護・世話を怠り、高齢者の生活環境・身体状況を悪化させる</p> <p><input type="checkbox"/> ナースコールを使用させない、手の届かない所に置く</p> <p><input type="checkbox"/> 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手を立てをしていない</p>
<p>心理的虐待</p> <p>高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p>	<p><input type="checkbox"/> 威嚇的、侮辱的な発言、態度（怒鳴る、罵る、子ども扱いする、排泄介助の際に「臭い・汚い」と言う）</p> <p><input type="checkbox"/> 話しかけ、ナースコール等を見無視する</p> <p><input type="checkbox"/> トイレを使用できるのに、職員の都合を優先して、本人の意思や状態を見無視して、おむつを使う</p>
<p>性的虐待</p> <p>高齢者に対するわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること</p>	<p><input type="checkbox"/> 性的な話を強要する、無理やり聞かせる等</p> <p><input type="checkbox"/> 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり下着のままに放置する</p>
<p>経済的虐待</p> <p>高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する</p> <p><input type="checkbox"/> 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、おつりを渡さない）</p> <p><input type="checkbox"/> 立場を利用してお金を貸して欲しいと頼み、借りる</p>

2 虐待に至る不適切な対応について

①不適切な対応から考える

・法律の定義にあてはまらないという理由で、対応が必要ないというわけではありません。「不適切な対応」にも対応が必要です。「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の問題は、「不適切な対応」の問題から連続的に考える必要があります。

**適切でないサービス提供状況の早期発見・早期改善を行える
施設・事業所の体制を構築することが重要！！**

不適切な対応を自己チェック！

- 体位を変える時、言っても高齢者は理解できないので、黙っていきなり行う
- 立とうとする高齢者に危ないからとっておさえてしまう
- 高齢者に親しみを込めて、「ちゃん」付けで呼んだり、愛称等で呼んだりする
- 「お腹空いた」という高齢者に対して「今、食べたでしょ！」と言ってしまう
- 自力で食事ができるのに、職員の都合で、職員が全て介助してしまうことがある

上記の質問にチェックは入りましたか。不適切な対応をしていないか、自分達の行為を定期的に振り返ることが必要です。また、養介護施設従事者等による高齢者虐待の要因は、個人の知識・技術不足の他に、施設・事業者の効率優先、人手不足、業務多忙等の組織的な課題も考えられます。各施設・事業所で定期的に虐待防止に取り組むことが必要です。



考えてみましょう①

高齢者虐待は様々な要因が絡み合って起こります。日常の支援を振り返りながら、不適切な対応、虐待に至る要因は自施設・事業所にはないか考えましょう。

②身体拘束を改めて理解する

高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体の自由を奪う身体拘束は、高齢者本人の身体や精神に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、人権侵害に該当する行為と考えられます。そのため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束はすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

身体拘束の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議発行）

③「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件とは？

高齢者が、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、身体拘束は原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

ただし、高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「身体拘束ゼロへの手引き」において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（すべて満たすことが必要）

- 切迫性：利用者本人又はほかの利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体拘束そのほかの行動制限が一時的なものであること

【 留意事項 】 ※身体拘束等の適正化を図るため、基準省令において事業者は以下の措置を講じなければならないとされています（平成 30 年度施行）

- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従事者に周知徹底を図ること。
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護職員その他の従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

3 高齢者虐待が起きたらどうするか

①初期対応について

まずは、速やかに初期対応を行うことが大切です。特に高齢者虐待に該当する状況では、被害を受けた高齢者の心身の状況を把握し、必要な手当などを速やかに行い、安全を確保しなければなりません。次に事実確認をしっかりと行い、上司への報告など組織の中で情報を共有し、対応を迅速に検討します。その際には、本人や家族への説明や謝罪、関係機関（県、市町村等）への報告を行う必要があります。

また、虐待した人に対して、「してはいけない」と単純に伝えるだけではその場しのぎの対応にしかならず、再発の危険性があります。背景となった要因を分析し、施設・事業所全体で取り組んでいくことが重要です。

②通報義務について（高齢者虐待防止法 21 条 1 項、2 項、6 項）

養介護施設従事者等がその勤務先において高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の通報義務を規定しています。また、養介護施設従事者等以外の者についても、養介護施設従事者から虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、当該高齢者の生命または身体に重大な危険が生じているときは、通報義務があります。

福祉サービスにかかわる従事者は法律により守秘義務が課せられ、その違反行為をした場合には刑罰を科せられることがあります。高齢者虐待防止法 21 条 6 項は、通報が守秘義務違反にならないことを明示しています。

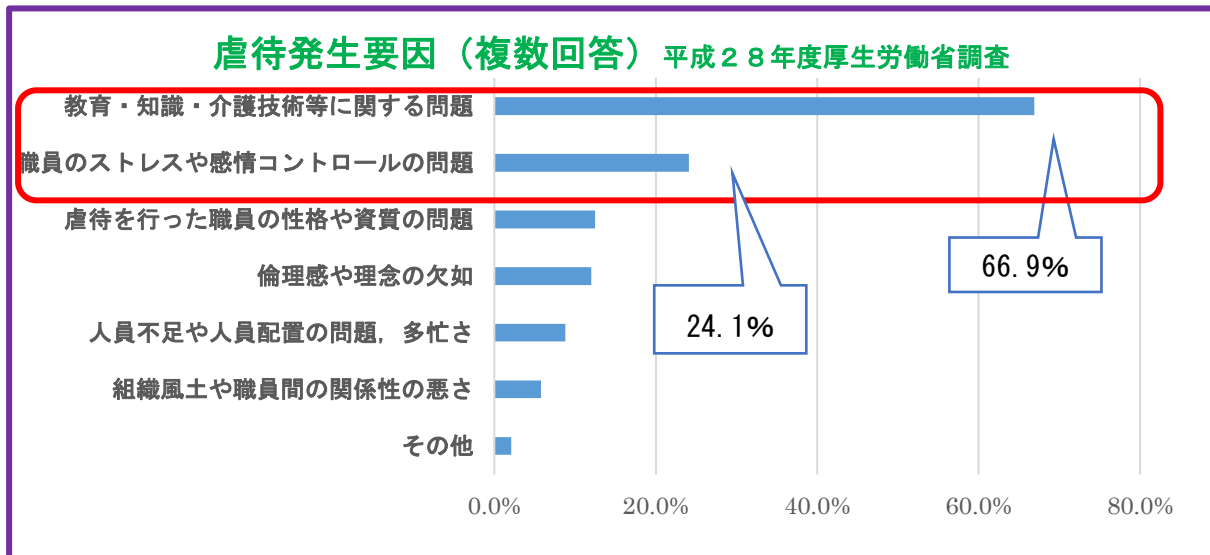
③通報者の不利益取扱いの禁止（高齢者虐待防止法 21 条 7 項）

養介護施設従事者等は通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱い（降格、減給等）を受けないと明示されています。

4 虐待を起こさないために施設・職員がやるべきこと

①虐待発生要因について

「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果（全国）」によると、虐待発生
の要因は高齢者を介護するための教育・知識・介護技術の問題が多くを占めている
のがわかります。したがって、介護従事者が、介護に関する正しい知識・技術を身につ
け、高齢者虐待に対する理解を深めることが高齢者虐待防止に繋がります。



②未然防止のために求められること

高齢者虐待の対応の基本は、各施設等において背景となる要因を分析し、組織的な
取り組みを行い、その中で職員各々が必要な役割を果たすことが必要です。

【未然防止のために求められること】

- ①養介護施設等が自ら企画した研修を定期的実施すること
- ②苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されること
- ③メンタルヘルスに配慮した職員面談等を組織的に対応すること
- ④業務管理体制を常に自主的に点検し、必要に応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること

厚生労働省老健局長通知（平成27年11月13日老発1113第1号）「養介護施設従事者等による高
齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底について（通知）」

考えてみましょう②

自施設・事業所で虐待を起こさせないために日々の業務でできることについて、具体
的に職場のチームで考えてみましょう。

5 高齢者虐待等に関する相談窓口

つくば市において養介護施設従事者等における虐待（疑い）や不適切な介護等を発見した場合は、高齢福祉課が受付の窓口になります。受付後、高齢福祉課・社会福祉課・地域包括支援課（つくば市地域包括支援センター）で連携対応します。また、お近くの地域包括支援センターにおいても権利擁護の相談ができます。

その他に地域包括支援課では、高齢者の権利擁護のための研修の協力を行っています。事業所内で権利擁護について学習する際にご連絡ください。

つくば市高齢福祉課		
つくば市社会福祉課		
つくば市地域包括支援課 つくば市地域包括支援センター 担当地区／谷田部東	研究学園一丁目1番地1	029-883-1111
筑波地域包括支援センター 担当地区／筑波地区	北条 1184-1	029-828-5806
大穂豊里地域包括支援センター 担当地区／大穂・豊里地区	要 187-299	029-869-9527
谷田部西地域包括支援センター 担当地区／谷田部西地区	上横場 2290-9	029-893-3170
桜地域包括支援センター 担当地区／桜	大角豆 1745-1	029-886-3886
荃崎地域包括支援センター 担当地区／荃崎地区	下岩崎 2068	029-886-9500

高齢者虐待について理解していただけましたか？虐待を未然に防ぎ、再発を防ぐためには、介護知識・技術・法令知識を理解し、施設・事業所全体でケアの質を向上させていくことが重要です。高齢者や家族が安全で安心して施設・事業所を利用いただくために、高齢者虐待防止について、一人ひとりの職員が責任をもって職場全体で取り組んでいきましょう！

つくば市保健福祉部地域包括支援課 つくば市虐待防止ネットワーク高齢者専門部会

つくば市研究学園一丁目1番地1 TEL029-883-1111（平成31年3月作成）